

国際出願に係る手数料の軽減措置及び国際出願促進交付金交付措置における 中小ベンチャー企業（法人・個人事業主）の要件詳細

2019年3月

2019年4月1日以降に特許庁が受理する国際出願に係る軽減措置、及び2019年4月1日以降に特許庁が受理する交付金交付申請に係る交付措置の対象となる中小ベンチャー企業（法人・個人事業主）の要件は以下のとおりです。

申請日（提出日）において、以下に該当すること

(1)個人事業主の場合

- 事業開始後10年未満であること

(2)法人の場合（以下のいずれにも該当すること）

- 設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること^{※1}
- 大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと^{※2}

※1 資本又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする）の100分の60に相当する金額が3億円以下であることが必要です。

※2 大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこととは、次のア. 及びイ. に該当していることを指します。

ア. 単独の大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

イ. 複数の大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

注意：2019年3月31日以前の国際出願にかかる予備審査請求について

2018年5月16日に成立した産業競争力強化法等の一部を改正する法律（以下、「旧法」）のもとで軽減対象であった中小ベンチャー企業・小規模企業が、2019年3月31日以前に国際出願をし、2019年4月1日以降に当該国際出願の予備審査請求を行う場合、当該予

備審査手数料については、旧法に基づく軽減申請手続が必要です。旧法に基づく手続方法等詳

細については、[こちらのページ](#)をご参照ください。

[更新日 2019年3月1日]

お問い合わせ

特許庁総務部総務課調整班

電話：代表 03-3581-1101 内線 2105

[▶ お問い合わせフォーム](#)